

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

株式会社ふれあい介護センター
グループホームふれあい国場

グループホームふれあい国場

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

令和7年 7月 1日現在

1 当 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスについての相談窓口

電 話 098-833-6230 (午前8時30分～午後5時30分)

F A X 098-833-6231

Email fureai@k3.dion.ne.jp

担 当 普久原 健一

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の概要

(1) グループホームの内容等

- ・介護保険事業所番号 4790100665
- ・事業者名 グループホームふれあい国場
- ・所在 地 沖縄県那覇市国場862番地1

(2) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容
管理者 兼介護職	介護福祉士	2名		総合相談、運営管理、従業者の管理、各職種間の調整、介護計画に基づき、認知症対応型共同生活介護を提供
計画作成者 兼介護職	介護支援専門員	1名	1名	適切なサービスが提供されるよう、それぞれの入居者の心身の状況に応じた介護計画を作成、介護計画に基づき、認知症対応型共同生活介護を提供
介護職員等	介護福祉士 ホームヘルパー2級	12名	5名	介護計画に基づき、認知症対応型共同生活介護を提供
看護職員	看護師		2名 以上	入居者の健康管理、心身の状態の維持及び状態悪化や重篤化の予防、主治医への報告、連携

(3) 設備の概要

- ① 建物構造・面積
- ・鉄筋コンクリート3階建て
 - ・全体敷地面積 998.60m²
 - ・建築面積 400.00m²
 - ・延べ床面積 955.90m²
- ② 居室の数と面積
- 2ユニット(2フロア)
 - グループホーム 11.12~11.14m² 18室(各ユニット9室)
 - 短期入居 11.12m² 2室(各ユニット1室)
- ③ トイレの数
- ④ 浴室の数と種類
- ⑤ 居間兼食堂 33.06m²(2箇所)
- ⑥ 地域交流室 23.03m²
- ⑦ 電話の数と種類
- 電話は通常回線のほか、災害時緊急用電話があります。
緊急時には、各部屋に緊急コールがあり、夜間でも宿直者に連絡ができます。
- ⑧ 防災設備
- 消防法に従い、廊下に消火器を設置しています。さらに消防署への自動通報装置、スプリンクラーが設置されています。

3 料金

(1) 介護保険適用 基本分(日額1割~3割 負担限度額に応じる)

		日額 1割負担額	日額 2割負担額	日額 3割負担額
	要支援 2	749円/日	1,498円/日	2,247円/日
	要介護 1	753円/日	1,506円/日	2,259円/日
	要介護 2	788円/日	1,576円/日	2,364円/日
	要介護 3	812円/日	1,624円/日	2,436円/日
	要介護 4	828円/日	1,656円/日	2,484円/日
	要介護 5	845円/日	1,690円/日	2,535円/日

介護保険適用 加算分

	加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
	入院時費用 (1月に6日を限度)	246円/日	492円/日	738円/日
	看取り介護加算(1) (死亡日前31~45日以下)	72円/日	144円/日	216円/日
	看取り介護加算(2) (死亡日前4~30日以下)	144円/日	288円/日	432円/日
	看取り介護加算(3) (死亡日以前2日又は3日)	680円/日	1,360円/日	2,040円/日
	看取り介護加算3 (死亡日)	1,280円/日	2,560円/日	3,840円/日
	初期加算(入居日から 30日以内の期間)	30円/日	60円/日	90円/日

新設 協力医療機関連携加算（1） 【相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合】	100円／月	200円／月	300円／月
新設 協力医療機関連携加算（2） 【上記以外の協力医療機関と連携している場合】	40円／月	80円／月	120円／月
新設 医療連携体制加算Ⅰ（イ）	57円／日	114円／日	171円／日
新設 医療連携体制加算Ⅰ（ロ）	47円／日	94円／日	141円／日
新設 医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	37円／日	74円／日	111円／日
新設 医療連携体制加算Ⅱ	5円／日	10円／日	15円／日
新設 退去時情報提供加算【1回限り】	250円／回	500円／回	750円／回
退去時相談援助加算（1回限り）	400円／回	800円／回	1,200円／回
認知症専門ケア加算（I）	3円／日	6円／日	9円／日
認知症専門ケア加算（II）	4円／日	8円／日	12円／日
新設 認知症チームケア加算（I）	150円／月	300円／月	450円／月
新設 認知症チームケア加算（II）	120円／月	240円／月	360円／月
生活機能向上連携加算（I）	100円／月	200円／月	300円／月
生活機能向上連携加算（II）	200円／月	400円／月	600円／月
栄養管理体制加算	30円／月	60円／月	90円／月
口腔衛生管理体制加算	30円／月	60円／月	90円／月
口腔・栄養スクリーニング加算	20円／6月に1度	40円／6月に1度	60円／6月に1度
科学的介護推進体制加算	40円／月	80円／月	120円／月
新設 高齢者施設等感染対策向上加算（I）	10円／月	20円／月	30円／月
新設 高齢者施設等感染対策向上加算（II）	5円／月	10円／月	15円／月
新設 新興感染症等施設療養費 【1月に1回、連続5日を限度】	240円／日	480円／日	720円／日

新設 生産性向上推進体制加算（I）	100円／月	200円／月	300円／月
新設 生産性向上推進体制加算（II）	10円／月	20円／月	30円／月
サービス提供体制強化加算（I）	22円／日	44円／日	66円／日
サービス提供体制強化加算（II）	18円／日	36円／日	54円／日
サービス提供体制強化加算（III）	6円／日	12円／日	18円／日
介護職員処遇改善加算（I）	介護保険利用単位×11.1%		
特定処遇改善加算 I	介護保険利用単位×3.1%		
特定処遇改善加算 II	介護保険利用単位×2.3%		
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護保険利用単位×2.3%		
夜間支援体制加算（I）	50円／日	100円／日	150円／日
夜間支援体制加算（II）	25円／日	50円／日	75円／日
若年性認知症利用者受入加算	120円／日	240円／日	360円／日
身体拘束廃止未実施減算	-1%／日	-1%／日	-1%／日
新設 高齢者虐待防止措置未実施減算	-1%／日	-1%／日	-1%／日
新設 業務継続計画未実施減算	-3%／日	-3%／日	-3%／日

(2) 個室利用料　　日　額　　1,400円　　月　額(例 30日×1,400円=42,000円)

(3) 入居保証金　100,000円

入居保証金は退去の際、月額利用料や原状回復費用等の未払い金を差し引いて返還いたします。

(4) 食　費

日　額　1,550円 (朝 1食400円・昼 1食650円・夕 1食500円)

月　額　(例 30日×1,550円=46,500円)

(5) 管理費 (衛生品費・日常品費・水道光熱費・共用備品費)

日　額　1,100円　　月　額 (例 30日×1,100円=33,000円)

(6)おむつ代、散髪、嗜好品など利用の場合は実費を徴収します。

(7)診察、治療の場合は実費を徴収します。

4 入退居の手続

- ・施設に直接申込みをしていただきます（直接契約）。
- ・入居込みは「入居申込書」に必要事項を記入し、申し込んでいただきます。
- ・申込み後、ご本人との面談、入居判定会議での調整の上決定いたします。利用が内定した後、健康診断書が必要となります。

5 当グループホームの特徴等

（1）運営方針

- ① （介護予防）認知症対応型共同生活介護の従業者は、要介護者であって認知症の状態の方を共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上のお世話および機能訓練を行うことにより、入居者の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供します。
- ② 事業の実施に当たっては関係区市町村、地域の保健医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（2）共同生活介護の考え方と提供方法

- ① （介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は入居者の身体的状況を勘案した上で、介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行います。入居者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、入居者がそれぞれの役割をもって家庭的環境のなかで生活が送れることにより達成感や満足感を得て、自信を回復するよう配慮します。
- ② 入居者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少および認知症の進行を緩和するよう努めます。
- ③ サービスの提供については、親切丁寧を旨とし、入居者および家族に対しサービスの提供方法を説明します。また、入居者または他の入居者等の生命または身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。

（3）短期利用共同生活介護の考え方と提供方法

- ① 短期利用共同生活介護は、入居者の状態や入居者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用共同生活介護を利用する必要と認めた場合及び事業所の介護支援専門員が、支障がないと認めた場合に空いている居室等を利用し提供する。
- ② 短期利用共同生活介護の定員は、登録定員の範囲内、または登録定員を超えて行う場合いずれにおいても、ユニットごとにつき1名とする。
- ③ 短期利用共同生活介護は、あらかじめ30日以内の入居期間を定める。
登録定員を超えて行う場合は、あらかじめ7日以内（入居者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事業がある場合は14日以内）の入居期間を定める。
- ④ 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室を利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の入居者が負担する。

- (1) 家賃：(日額) 1,400 円
- (2) 食材費：(日額) 1,550 円
 - (1日の内訳=朝：400円 昼：650円 夕：500円)
- (3) 管理費：(日額) 1,100円

(4) 選択のための情報提供

- ・サービス評価実施
- ・ホームページにて公表
- ・サービスの質の改善のための努力

社内研修等による研究、改善を目指します。

- ・職員研修

従業者の質的向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備します。

採用時研修・・・採用後 1ヶ月以内

継続研修・・・月 1 回

- ・家族等の面会制限はありません。但し、感染症などが発生した場合は、面会制限を行う場合があります。

6 ホーム利用の留意事項

面会 午後 9 時以降はお休みになられる方も多いので、急用以外は、ご遠慮ください。

外出・外泊 お出掛けになるときは職員への連絡をお願いいたします。

外出・外泊先で予定の変更等は連絡をいただきます。

持込み品 居室に入る範囲内で使い慣れた日常の物をお持ちください。

宗教 他の方のご迷惑にならない範囲であれば自由です。

その他 喫煙は所定の場所でお願いいたします。飲酒は担当医と相談の上、健康に留意し判断します。

7 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画に基づき、避難訓練などを行います。防火責任者及び火元責任者には事業所の管理者を充て、始業時・終業時には、火元危険防止のため自主的に点検を行います。非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。非常災害用設備は常に有効に保持するように努めます。

火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。防火管理者は、従業員に対して防災教育、消防訓練を実施します。防災訓練を年2回実施します。

その他、必要な災害防止対策についても必要に応じて対処します。

8 業務継続計画の策定等

- 1 感染症や非常災害が以外の発生時において、入居者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行います。

9 緊急時の対応

- (1) 急な発病・発作等、すぐに救急病院・掛かりつけ医に連絡相談し、対処する。
- (2) 管理者、代理人および本人の希望する連絡先へ連絡する。

10 個人情報の保護

- (1) 事業者は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- (2) 事業者が得た入居者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得る。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

11 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族、かかりつけ医等に連絡を取るとともに必要な措置を講じ、その事故の状況および取った処置について記録する。また、記録はサービスの提供が完結した日から5年間保存するものとする。

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

12 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

13 身体拘束に関する事項

- 1 事業所は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の全てを満たす状態であることを確認し、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第16条第2項の運営推進会議に報告する。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

14 衛生管理等

- 1 入居者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

15 認知症ケアに関する事項

- 1 事業所は、認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし、定期的に研修を実施する。
- 2 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。
- 3 パーソン・センタード・ケア（いつでも　どこでも　その人らしく）本人の自由意志を尊重したケアを実践する。

16 秘密保持

- 1 事業者は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努める。
- 2 従業者は、業務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、前項に定める秘密保持義務について、従業者の離職後もその秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用時に取り決めることとする。
- 4 サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

17 記録の整備

- 1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
- 2 入居者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 3 入居者等が介護記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。介護記録の開示の際、入居者等が補足的な説明を求めたときは、介護従事者等は、できる限り速やかにこれに応じなければならない。この場合の説明は管理者が行う。

18 利益供与等の禁止

- 1 事業者及び職員は、居宅介護支援事業者等及びその従業者から入居者の紹介及び共同生活住居からの退去者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益の供与及び収受をおこなわない。

19 サービスについて意見・要望・苦情等

(1) 当グループホームの苦情対応

担当 普久原 健一・糸洲 俊

電話 098-833-6230

そのほか、グループホームふれあい国場には「グループホームふれあい国場入居者相談委員会」が設置されており、意見・苦情の窓口対応をしております。

「グループホームふれあい国場入居者相談委員会」は、下記のとおりです。

電話 098-833-6230

FAX 098-833-6231

受付 時間は午前8時30分から午後5時30分まで。担当は普久原 健一です。

(2) その他

当サービス事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

那覇市

担当課 ちやーがんじゅう課 施設G 電話 098-862-9010

(月～金曜日 (土曜・日曜・祝日休) 8:30 ~ 17:15)

沖縄県国民健康保険団体連合会

担当課 介護苦情相談室 電話 098-680-9026

(月～金曜日 (土曜・日曜・祝日休) 8:30 ~ 17:00)

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会

担当課 沖縄県総合福祉センター西棟4階 電話 098-882-5704

(月～金曜日 (土曜・日曜・祝日休) 9:00 ~ 17:00)

20 第三者による評価の実施状況等

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和7年3月26日
実施した評価機関の名称	(株) 沖縄タイム・エージェント
評価結果の開示状況	有

21 その他運営に関する事項

- (1) 事業所は従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 繼続研修 月1回
 - ③ 妥当適切な事業を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - ④ 事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - ⑤ この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は(株)ふれあい介護センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

22 当法人の概要

名 称 株式会社ふれあい介護センター
代 表 者 代表取締役 謝名堂 健
所 在 地 〒901-2211 宜野湾市宜野湾一丁目1番2号
電 話 098-896-0567

23 他に経営する介護保険関連事業等

法人設立 平成12年12月15日

- 施設等
- ・ふれあいデイサービス宜野湾事業所
 - ・ふれあいデイサービス長田
 - ・ふれあいデイサービス愛知の家
 - ・ふれあいデイサービス愛知
 - ・ふれあいデイサービス我如古
 - ・ふれあいデイサービス国場
 - ・グループホームふれあい
 - ・グループホームふれあい愛知
 - ・グループホームふれあい我如古
 - ・グループホームふれあい楚辺
 - ・ふれあい老人ホーム愛知
 - ・ふれあい老人ホーム我如古
 - ・訪問介護ステーションふれあい
 - ・ふれあいケアマネジメント宜野湾事業所
 - ・ふれあい福祉用具レンタルサービス宜野湾事業所
 - ・宜野湾市地域包括支援センターふれあい

認知症対応型共同生活介護の利用に当たり、本書面で重要な事項の説明を行いました。

令和____年____月____日

事業者

[所 在 地] 沖縄県宜野湾市宜野湾一丁目 1 番 2 号
[法 人 名] 株式会社ふれあい介護センター
[代表者名] 代表取締役 謝名堂 健
[事業所名] グループホームふれあい国場
[住 所] 沖縄県那覇市国場 8 6 2 番地 1
[管 理 者] 普久原 健一・糸洲 俊
[説 明 者] 印

私は、本書面により事業者から認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護について重要事項の説明を受けました。

入居者

[住 所] _____

[氏 名] _____印

代理人（代理人を選定した場合）

[住 所] _____

[氏 名] _____ 続柄【 】印